

命 令 書

申立人 総評全国一般労組大阪地方連合会全自動車教習所労働組合

被申立人 長尾商事株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合の布施自動車教習所分会の分会員らに対して、昭和53年5月20日付け解雇がなされなかったものとして取り扱い、同年4月分以降同人らが受けるはずであった賃金相当額及びこれに年率5分を乗じた額を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、上記分会員らに対して、昭和52年夏季一時金に関する仲裁裁定額（ただし、既に支払った金員を除く）及び同年冬季一時金に関する仲裁裁定額に、それぞれ年率5分を乗じた額を支払わなければならない。
- 3 被申立人は、昭和52年8月31日付けで行った労働協約及び慣行・慣例の改廃申入れを撤回しなければならない。
- 4 被申立人は、下記の文書を速やかに申立人に交付しなければならない。

記

年 月 日

申立人代表者あて

被申立人代表者名

当社は下記の行為を行いました。これらの行為は労働組合法第7条第1号・第3号に該当する不当労働行為であることを認め、ここに陳謝いたします。

- ① 昭和52年11月1日以降、新規教習生の入所受付を停止したこと
 - ② 昭和53年5月20日付けで布施自動車教習所分会員を解雇し、事業所を閉鎖したこと及び昭和53年4・5月分賃金を支払わなかったこと
- 5 申立人のその他の申立ては、棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人長尾商事株式会社（以下「長尾商事」という）は、肩書地において不動産の管理運営等を営む資本金5,000万円の株式会社である。
- (2) 申立人総評全国一般労組大阪地方連合会全自動車教習所労働組合（以下「全自教労組」という）は、大阪府下の自動車教習所に働く労働者約260名で組織する労働組合である。
- (3) 申立外株式会社布施自動車教習所（以下「教習所」という）は、自動車運転教習業務を営んでいた企業であるが、昭和53年5月6日、解散を決議し現在清算中である。

なお、教習所には教習所を解雇された者（全自教労組の組合員）41名で組織する布施自動車教習所分会（以下「分会」という）がある。

2 長尾商事とその関係会社について

(1) 昭和23年7月5日、自動車及びその部品の販売等を目的として長尾商事が設立され、**B 1**（以下「**B 1**」という）が代表取締役役に就任した。

なお、長尾商事の設立当初の商号は株式会社富士モーターズであった。

(2) 36年以降、ホンダ販売株式会社と称していた長尾商事は、その組織内の各部・営業所を次表のとおり法人化し、同社の営業目的のそれぞれをこれらに担当させた。

項目 目的	長尾商事 における 部・営業 所（責任 者名）	設立会社 名	設立年度 等	長尾商事 の出資率 （資本金）	設立時の 代表取締 役	取締役 （監査 役）	備考
自動車の 部品販売	部品営業 所（ B 2 ）	ホンダパ ーツ株式 会社	36.2.23	100% （500万 円）	B 1	B 3 B 4 B 2 等 （ B 5 C 1 ）	・日豊部品 株式会 社に商 号変更
自動車・ 同部品の 輸出入		日豊モ ーターズ 株式会 社	39.10.3 （44.5解 散）	不明 （5,000万 円）	B 3	C 2 C 3 （ C 4 ）	・清算開始 時点で B 1 が代 表清算人 に就任 ・44.6株式 会社日豊 サービス 設立（代 表取締 役＝ B 1 ）
自動車の 販売	営業部 中古車部 サービス部 （ B 6 ）	スズキ販 売株式会 社	42.6.1 （47.9全 株譲渡）	100% （1,000万 円）	B 1	B 6 C 5 C 6 等 ※ B 4 （支配 人）	・設立時に 長尾商事 の従業員 の大部分 が当社に 移った。
自動車の 販売	神戸支店 （ C 7 ）	神戸ホン ダ株式会 社	36.2.23 （43.5解 散）	100% （500万 円）			・43.1.12 株式会 社スズ キ販売 神戸設 立（47.6 全株譲 渡）

なお、上記関係会社が設立された結果、長尾商事には総務部だけが残った。このことは本件審問終結時（従業員6名）においても同様である。

- (3) 42年7月30日、長尾商事は、定款上、従前の営業目的を全面的に削除し、以後①不動産の管理運営・賃貸・売買、②関係会社の資金運営及び経営コンサルタント等をその営業目的とするに至った。

なお、前記関係会社のすべてが、その土地・建物等を長尾商事から賃借しており、また、長尾商事はこれらの関係会社が金融機関から資金を借り入れるについて、その土地・建物を担保に提供していた。

3 長尾商事と教習所の関係について

(1) 教習所設立の経緯について

昭和38年1月20日、長尾商事は①自動車運転技術者及び整備技術者の養成、②道路交通安全に関する教育の普及、をその営業目的に付け加えた。

その後、長尾商事の代表取締役であったB1は、長尾商事にその所有する空地において校舎・教習用コース等自動車教習事業を行うのに必要な一切の設備を整備させた上、事業目的を達成するため教習所を設立し（38年12月19日）、自ら代表取締役に就任した。

なお、上記土地・建物・設備等については、長尾商事・教習所間で賃貸借契約が締結された。

(2) 教習所の株主等について

ア 教習所設立時における株式引受人は23名であったが、このうち約20名が長尾商事の役員及び職員であった。

また、発起人もB1・長尾商事・B7・B3（以下「B3」という。）・B2・B6ら長尾商事とその役員で占められていた。

イ 教習所設立後の株式の所有状況はおおむね次表のとおりである。

（単位株）

区分 年	筆頭株主	主要な株主
39	長尾商事 (20,000)	B1 (16,000) B7 (500) B3 (500) B2 (500) B6 (500) C8 (200) C5・C6・B8 (各100)
45	長尾商事 (20,350)	B1 (7,410) ※B1一族 (7,300) B6・B2 (1,000) C9 (1,000) C8 (380)
53	C8 (10,380)	B1 (7,410) ※B1一族 (7,300) B6・B2 (1,000) C10 (5,000) 自動車学校協同組合 (5,000)

※B1一族とは、B1の妻子・B3夫妻をいう

なお、C 8（以下「C 8」という）は、教習所設立当時、長尾商事の経理係長であったが、教習所設立に伴いB 1の指示を受けて教習所に出向し、以後51年中ごろまで取締役兼次長として在職していた。

また、同人が教習所の筆頭株主になるに至ったのは、51年ごろB 1から「額面の半額でいいから株式を購入して欲しい」との要請を受けて購入したことによるものである。

(3) 取締役等について

教習所設立以後、長尾商事・教習所の取締役等に就任した者は、おおむね次表のとおりである。

区分 時期	長尾商事			教習所		
	代表取締役	取締役	監査役	代表取締役	取締役	監査役
教習所設立当時	B 1	B 7 B 3 B 6 B 2等	B 5等	B 1	B 7 B 3 B 6 B 2 C11	B 5
40年～53年	B 1 ただし 53.1.24 以降B 3	B 3 B 6 B 2 B 4 B 1 B 8 等	B 9	B 1	B 3 B 6 B 4 C 9 C 8 C10 等	C 1 B 3 C 8 (51.7就任)

なお、B 3はB 1の娘むこであり、またB 4はB 1の長男である。

(4) 金銭の移動等について

ア 教習所は、日々の収入を金融機関等にプールした上、月に数回の割合で100～500万円単位の金銭を長尾商事へ貸付金の名目で送金し、貸金支払等の資金を必要とするときには長尾商事から借入金の名目で小切手・現金等により送金を受けていた。

イ 上記金銭の移動について、教習所は、その仕訳日計表に長尾商事勘定の科目を設けた上、次のような振替伝票でこれを操作していた。

なお、各期末に残った仕訳日計表上の長尾商事勘定は、同表上の仮払金勘定と合算して、貸借対照表に仮払金として計上していた。

	金額（円）	借方科目	摘要	貸方科目	金額（円）
本 S K	1,500,000	長尾商事KK	資金移動	〇〇銀行	1,500,000

員が教習所へ移った。

ちなみに、最近では、C 8 の依頼を受けて B 8 が教習所の総務部長に就任したほか、長尾商事・日豊部品株式会社の会計を担当していた C 14 が「B 3 の指示を受けた」として教習所に就職している。

イ 教習生送迎用バス路線は、たびたび変更されたが、変更の都度、長尾商事・日豊モータース株式会社（以下「日豊モータース」という）の前に停留所が存置され、このバスの便（1日5便）を利用して長尾商事・教習所間及び長尾商事・関係会社間の書類等が社内用連絡封筒と称する封筒に入れて運ばれていた。

なお、長尾商事前の停留所を利用する教習生はほとんどいなかった。

ウ 長尾商事・日豊モータースは、年に数回の割合で、教習所のコースを利用して車の展示会を開催したが、この際教習所はその業務を全面的にストップしてこれを無償で支援した。

また開催に際して、送迎用バスの運行・場内整理等について教習所職員が動員されたが、同人らの賃金は教習所がこれを支払った。

エ 教習所職員は長尾商事のことを本社と呼称していた。

また、長尾商事の職員については、本社扱いとして教習料金が割り引かれていた。

4 教習所と組合間の紛議について

(1) 昭和40年5月ごろ、教習所の従業員約40名は労働組合を結成し、同年7月19日に総同盟大阪一般労組に加盟し、総同盟布施自動車教習所労働組合（以下「旧組合」という）と称した。

49年11月2日、旧組合は総同盟大阪一般労組を脱退し無所属組合となったが、51年4月24日に総評全国一般労働組合大阪地方連合会に加盟した後、52年1月24日、分会を結成した。

(2) 教習所と分会との間においては、種々の問題について紛議が発生した。

その際における教習所の行為が不当労働行為であるとして、全自教労組は52年7月13日を初めとして、個々の紛議ごとに長尾商事又は教習所を相手方として当委員会に不当労働行為の救済を申し立てた〔昭和52年（不）第66・71・98・108号及び昭和53年（不）第39・43・53号事件〕。

当委員会は、これらの事件をすべて併合して審査を進めたが、53年11月20日に教習所に関する部分を分離した上、54年12月24日教習所と全自教労組に命令書を交付した。

なお、上記命令書主文は次のとおりである。

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合の布施自動車教習所の分会員らに対して、昭和53年5月20日付け解雇がなされなかったものとして取り扱い、同年4月分以降同人らが受けるはずであった賃金相当額及びこれに年率5分を乗じた額を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、上記分会員らに対して、昭和52年夏季一時金に関する仲裁裁定額（ただし、既に支払った金員を除く）及び同年冬季一時金に関する仲裁裁定額に、それぞれ年率5分を乗じた額を支払わなければならない。

- 3 被申立人は、「交渉人員を5名以内とし、就業時間外に行う」との条件を付することなく、申立人組合及び同組合の布施自動車教習所分会との間で、団体交渉を行わなければならない。
- 4 被申立人は、Aに対して行った、昭和52年6月30日付け譴責処分、同年7月5日付け指導員解任処分及び同年7月19日付け配置転換命令を、それぞれ撤回しなければならない。
- 5 被申立人は、昭和52年8月31日付けで行った労働協約及び慣行・慣例の改廃申入れを撤回しなければならない。
- 6 被申立人は、下記の文書を速やかに申立人に交付しなければならない。

記

年 月 日

申立人代表者あて

被申立人代表者名

当教習所は下記の行為を行いました。これらの行為は労働組合法第7条第1号・第3号に該当する不当労働行為であることを認め、ここに陳謝いたします。

- ① 昭和52年11月1日以降、新規教習生の入所受付を停止したこと
 - ② 昭和53年5月20日付けで布施自動車教習所分会員を解雇し、事業所を閉鎖したこと及び昭和53年4・5月分賃金を支払わなかったこと
- 7 申立人のその他の申立ては、棄却する。

第2 判断

1 不当労働行為の成否について

(1) 当事者の主張要旨

申立人は、教習所は長尾商事の一事業部門に過ぎず、その法人格は完全に形骸化し両社はまさに一体の関係にある。したがって、長尾商事は教習所が組合側に対して行った①52年8月31日付けの労働協約及び慣行・慣例の改廃申入れ、②52年11月1日以降行った新規教習生の入所受付停止措置、③53年5月20日付けで行った解雇・事業閉鎖、④52年夏季・冬季一時金及び53年4・5月分賃金の不払い、等の行為について、自らこれを行ったと同様の責を負うべきである、と主張する。

これに対し、被申立人は、教習所は長尾商事との関係において別個独立した法人格を有するものである。したがって、教習所が組合側に対して行った上記行為については関知するところではない、と主張する。

よって、以下判断する。

(2) なるほど、被申立人が主張するように、長尾商事と教習所は、法形式上別個独立した法人格を有している。

しかしながら、前記認定における①教習所の発起人が、長尾商事・B1とその関係者であったこと、②教習所設立時及びその後においても長尾商事・B1及びその一族が教習所の発行済株式の大半（51年までの長尾商事の株式保有高は50%を超えていた）を所有していたこと、③B1が教習所・長尾商事の代表取締役を兼任していたこと、④教習

所設立時の役員の大半が長尾商事の役員をも兼任していたこと並びに教習所設立後においても役員重複状態があること、⑤長尾商事が教習所の業務運営事項の大部分について決裁権限を有していたこと、⑥教習所が、その業務を行うのに必要な基礎的資材（教習用コース等の設備及び土地・建物）を長尾商事に依存していること、⑦教習所が長尾商事の債務について、同所の年間総売上額に匹敵する金額を保証していること等の諸事実に、教習所と長尾商事間の金銭の動きにおいて本支店勘定に類する経理操作が採用されていたと考えられること等を併せ勘案すれば、結局教習所は、36年以降長尾商事の行った事業部門独立化の一貫として設立されたものであり、両社間には親子会社以上に密接な関係、つまり労働関係上の一体性が存在すると判断せざるを得ない。

また、長尾商事の被申立人適格が上記判断のとおりである以上、教習所が組合側に対して行った不当労働行為について、長尾商事が教習所と同一の責を負うべきであることは当然の理である。

よって、被申立人の主張はいずれも採用できない。

以上総合すれば、教習所が組合側に対して行った①52年8月31日付けの労働協約及び慣行・慣例の改廃申入れ、②52年11月1日以降行った新規教習生の入所受付停止措置、③53年5月20日付けで行った解雇・事業閉鎖、④52年夏季・冬季一時金及び53年4・5月分賃金の不払い等の不当労働行為については、長尾商事自らが行った労働組合法第7条第1号・第3号に該当する不当労働行為であると判断して、教習所と同一の責任を課さざるを得ない。

2 救済方法について

申立人は本件解雇・事業閉鎖が偽装閉鎖であるとして原職復帰をも求める。

しかしながら、委員会としては原職復帰の前提となる事業再開を命じる権限はなく、原職復帰を求めるとの申立ては棄却せざるを得ない。

また、申立人は①52年8月31日付けで労働協約及び慣行・慣例の改廃を申し入れたこと、②52年夏季・冬季一時金を支払わなかったことについて、陳謝文の掲示をも求める。

しかしながら、これらの件については主文救済をもって救済の実を果し得ると判断されるので、その必要性は認められない。

以上の事実認定及び判断に基づき当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条によって主文のとおり命令する。

昭和55年1月18日

大阪府地方労働委員会
会長 川 合 五 郎